

平成27年第3回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成27年10月 1日（水）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	観光課長	吉田	隆
副町長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
教育長	山本	和博	農林水産課長	佐々木	千明
総務課長	大庭	孝久	上下水道課長	田中	秀喜
会計管理者	池田	賢一	建設課長	山崎	龍一
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	藤川	芳人	五箇支所長補佐	金坂	賢一
保健課長	長田	栄	都万支所長	春木	茂正
環境課長	阿部	眞澄	財政係長	宇野	慎一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 1人

議事の経過

**○議長（高宮陽一）**

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時25分）

**日 程 第 1、委 員 長 報 告**

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第68号から議第84号までの補正予算案及び条例関係等17件、決算認定14件、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：7番 齋藤幸廣 議員

**○7番（齋藤幸廣）**

総務教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

委員会の開催日は、休会中の9月9日、11日、15日、会期中の28日、29日、30日の計6日間でした。

付託案件の結果は全て全会一致で「可決」「認定」としました。審査の中で特に議論が集中したものについて、意見・指摘した事項などを報告いたします。

平成 27 年度一般会計及び特別会計補正予算についてであります。

「固定資産税賦課更正処理業務委託費」については、5 月に発覚した固定資産税の賦課誤りを構成するプログラムを業務委託する費用 105 万 9,000 円で、システム業者による土地台帳の修正作業です。こののち賦課台帳の更正、税額変更通知書の及び課税明細書作成処理を実施し、納税者への通知文の発送は完了し、10 月 2 日には課税明細書の発送も完了する予定です。

委員から、県内に同じシステムを使っている自治体はないか、そこでのミスはなかったか、などの指摘がありました。執行部からは、2 自治体が同じシステムを使用しているが問題は発生しておらず同様の事例はないとの答弁がありました。

委員会としては、二度とこのような事態に陥らないように、細心の注意をもって業務にあたるよう指摘いたしました。

次に、「条例改正」についてであります。

国の番号法施行に伴い、電子計算機器ネットワークの管理運営に関する条例および個人情報保護条例の改正を行い、10 月に配付され 1 月から利用が開始されるマイナンバー制度に対応するものです。

マイナンバー制度は国民一人ひとりに番号を付与し、いろいろな事業に活用することで、手続きの等の簡素化、事務の効率化を図るもので、将来的には企業にも番号を付与するとされています。

委員から、どう町民に分かりやすく説明するのか、職員の体制や意識改革はどう進めるのか等の質疑がありました。執行部からは、どのような時にマイナンバーを利用できるのかを説明する資料の配布などで対応する、情報セキュリティの面では ICT 技術に対する専門知識を持った職員の採用などを検討したいとの答弁がありました。

「決算認定」についてであります。

平成 26 年度税料等の収納状況と滞納整理方針について、26 年度の収納率は 96.2 パーセント、2.1 パーセント増、現年分は 98.1 パーセント、0.4 パーセント増で目標に達することができています。債権について、財産の調査を行っているが差押え可能な財産は少なく、1 件だけ差押え収納をしている。また、差押えした物件についても、その処分が困難であるとのことでした。

滞納整理への姿勢については、まず現年分・滞納繰越分の収納率を上げることを基本とし、担当職員が目的意識をもって全庁上げて取り組むこととし、県の徴収担当税務職員との連携を

推進していくとしています。

委員からは、家庭訪問を行うべきではないかとの意見があり、県下の状況や経験から平成26年度からまずは催告書を送り来庁を促し、それに応じられない場合は電話催告、家庭訪問で対応する体制をとっており、引き続きこの体制で臨むとの答弁がありました。

県下の他の自治体と比較したらどうなのかとの質疑に対しては、25年度は収納率は県内最下位だったが、26年度は少し上昇する見込みである。津和野町は10年前は最下位だったが今はトップクラスであるので、津和野町で実務に携わった人に来町していただき、職員研修をする計画であるとのことでした。

委員会としては、名誉挽回のためにも引き続き頑張ってもらいたいと申し添えました。

次に、所管の調査事項についてであります。

「学校給食センター調理業務の民間委託について」は、学校給食センターの調理業務部分を民間業者に委託し、食材購入を含む管理業務については引き続き町で行うもので、去年は応募がなく、今年あらためて公募型プロポーザル方式にて受託業者を募集していたものです。7月に一法人からの応募があり、この法人は東京に本社がある株式会社メフォスで、全国的に事業展開している会社です。学校給食では全国で385か所の実績がありますが、島根県内では1か所だけです。

学校給食センター運営委員会など関係機関への報告も終り、これから臨時職員面接などの諸手続きに入ります。そして、28年4月から新しい体制で学校給食がスタートします。

委員からは地元食材の使用率をもっと向上できないかなどの意見がありました。執行部からは食材調達に関してはこれからも町が担うので、今後も地元業者と協議をして地元食材の使用率の向上を図りたいとの答弁がありました。

次に、「保健活動とその横断的連携」についてであります。

この町で安心して平穏に暮らしを続けたいと町民は願っています。それは健康な人も、障がいのある人も、独居老人も施設に入っている人も、入院されている人も等しく考えておられることといえます。今元気な人もいつ病気や怪我をするか分かりません。また、いつかは要介護ということになるのです。

お年寄りと話していると、人の世話になること、社会保障制度の世話になることを遠慮される方がかなりおられると感じています。

医療・福祉の制度を利用されていない方々への保健活動は、誰が担い現状把握すべきか。そういう問題意識を持って、保健課・町民課と協議を重ねました。

保健課からは介護保険制度など各種の制度が整備され、保健師が分散配置された。隠岐の島町では、健康係に7人、福祉課の包括支援センターなどに3人配置され、各部署での訪問件数は増加しているし、事業の評価もこの枠組の中でなされ、高い評価となっているとのことでした。

7人の健康係の保健師は、布施・中村・都万・五箇に1人ずつ、旧西郷町に4人地区担当者として置いていますが、家庭訪問のためではなく、制度利用しているその地区の方々へのサービスを更に拡充させることが目的だそうです。

委員からは以下の指摘がありました。

集落の独居老人などは保健師が直接家庭訪問すべきだ。その評価は何のためにしているのか、町民の方を向いていない、県の方を向いているなどの指摘がありました。

しかし、議論は最後まで噛み合いませんでした。

町民課からは島根県保険者協議会保健活動部の資料「医療費分析事業中間報告」をもとに説明をしていただきました。調査の対象者は国保、協会けんぽなどの加入者で、島根県の人口の約80パーセントをカバーしています。

この報告によると、本町では医療費は全体では低く抑えられているといえますが、1件当たりの費用額は県下でも高い方です。このことは、町民は病状が深刻な状態になるまで我慢をしているともいえます。この資料をもとに、保健課、福祉課、町民課が現状把握と認識の一致を図り、町民の更なる健康増進に向けて連携を図ることが必要であると改めて指摘しました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

なお、所管の調査事項である「教育文化の振興に関する調査」、「保健・医療・福祉に関する調査」については、議会閉会中も引き続き調査研究いたします。

続いて、総務教育民生常任委員会行政視察の報告をいたします。

平成27年8月24日から8月27日間の日程で、熊本県の阿蘇ジオパーク、高森町、氷川町を訪問し、阿蘇ジオパークの歴史とガイド協会の活動、ICTを活用した教育、小地区が主体となった“まちづくり”について視察したので、その概要を報告します。視察は委員全員と議長が参加し、教育委員会の増本教育指導主事に同行していただきました。

8月24日夕方、熊本市に着いたのですが、25日未明に強力な台風18号が熊本県北部に上陸し、視察先は倒木・土砂崩れなど多大な被害の後片付けで大変な状況でしたが、どこも丁寧に対応をしていただきました。

阿蘇ジオパークについて報告します。25日午前中はまだ風雨が激しく、予定時間を遅らせて阿蘇草原保全活動センター内の草原学習館でガイド協会の永田氏から、阿蘇ジオパークの世界認定までの経過と草1000里などと言われる阿蘇の草原が過去1000年間の「野焼き」によって維持されてきたこと、地域の高齢化や担い手不足の中でどう野焼きを続けていくのか、地域活動の取組みなどについて説明していただきました。

意見交換で取り上げられた主なものは、次のとおりです。

熊本県の生徒は学校の行事として必ず1回は阿蘇に来て体験学習をしているそうです。阿蘇の中岳は今も活動しており、平成26年11月の噴火では火山灰が降り積もり、その対策は桜島に出向いて学んだそうです。先進地に学ぶ姿勢が大切であるとのことでした。ガイド養成は各地域の研修会などで核となる人を育てている。阿蘇草原保全センターは環境省が今春設置した草原学習館と、阿蘇市が以前に設置した草原情報館が併設しております。それと個人客へのもてなしを大切にしているとのことでした。小学生向けのパンフレットを作成し、毎年10時間の計画的学習などを通して阿蘇を知り、好きになることを大事にしているとのことでした。

隠岐の島町としても観光課を中心に隠岐世界ジオパーク推進協議会とも連携し、県内の児童・生徒を中心に県民へ隠岐ジオの魅力や、隠岐の島の歴史的背景にも触れながらより強力に訴えていくことが大事なことです。

高森町、ICT技術を活用したふるさと教育の推進について、高森町は阿蘇山の南東部にあり、外輪山を境にしてカルデラ内の高森中央地区と外側の高森東地区とからなっています。前者は平坦地が多く、後者は山間地であり、昭和の合併でできた町です。

まず教育長から、高森町新教育プラン、平成27年度策定ですが基本理念、重点施策について説明を受けました。町長は光ファイバー網敷設を契機に町全体のICT化を図ることを決断し、教育分野でのその推進のために、県教育庁で指導主事の経験があるということで教育長に登用されたそうです。

新教育プランの重点施策は、コミュニティスクールと位置づけた小中一貫教育、ふるさと教育の推進です。小学校からの英語教育を導入し、副読本として「私たちの高森町」「高森の心」を作成しています。

教育環境を整えるために平成24年に32台の電子黒板を導入し、平成25、26年に360台のタブレットパソコンを導入しています。初期投資は高額で財政的には苦しかったが、成果を上げるには小出しは禁物であるとのことでした。

学校教育の ICT 化を進めるためには教師の意識改革と研修は不可欠であり、高森町教育研究会で研修を重ね、校長を中心として教職員の資質の向上を図り、新教育プランを推進しています。

高森町の本庁舎で説明を受けたあと、高森中学校に出向き校長の案内で ICT 機器の設置された教室などを見学させていただきました。

意見交換で取り上げられた主なものは、次のとおりです。

ICT 機器の導入の際には関連企業に特段の協力をいただいている。また ICT 技術に長けた NPO 法人とも連携している。教育研究会での協議を重ね、授業の中でのタブレットの使用時間は 5 から 10 分程度としている。これは、“タブレットはあくまでも道具であり、入り口である”という認識からきており、学校も教委も町も認識を一致させています。高森町庁舎内の各課はワンフロアに直線的に配置され、来庁した住民にとって分かりやすく見通しの良い構造になっています。内装に木材を多用し、開放的で明るい雰囲気でありました。

児童生徒の家庭での ICT 機器の使用が問題になっていますが、それへの対応と併せて学校の ICT 化を独自の考え方をもって進めていただきたい。是非、隠岐の島町の教育委員会でも取組んでいただきたいと思います。

次に、氷川町の報告です。26 日午前には氷川町を訪問し、平副町長に総合振興計画における地区別計画への取組みと経過について説明していただき、議会事務局長にも補足説明をしていただきました。お二人は平成 18 年からの“まちづくり”に課長として、その先頭に立ちこられたそうです。

氷川町は旧宮原町と旧竜北町の 2 町が合併してできた町で、熊本県八代市の北に位置し、当初八代市との合併を考えられていたが、明治以降合併を拒み続けてきた宮原町の意向にそって、竜北町も八代市との合併ではなく、宮原町との合併を選択したそうです。八代海に面しているが漁業は零細で、全ての漁業者が兼業です。農業は盛んで柑橘類の晩白柚<sup>ばんぺいゆ</sup>、梨、いちご等の果物ともち米、これはヤシロモチですが生産は県下でトップクラスであり、いちごは全国一位です。

平成 7 年から旧宮原町では住民参加の“まちづくり”の拠点として「まちづくり情報銀行」を開設しました。合併後は 18 年に町の総合振興計画と地区別計画を策定し、町内 39 地区に「地区づくり委員会」、まちづくり支店ということになりますが、開設し、地区別計画の推進と町全体としての横断的な施策を推進しています。地区別の“まちづくり”には財政的な支援として、総額 650 万円の補助があり、人材支援として各地区に 2 名の地区担当職員が配置

されています。担当職員は地区の総会などに参加し、職員研修を重ねた後、地区の“まちづくり”活動に加わり情報地図の作成などに住民とともに取組み、活動の深化を図っています。

最後に氷川町の「まちづくり条例」について説明を受けました。北海道のニセコ町の「まちづくり条例」の制定時に指導された北大の教授が、その翌年に九大に転出されたので、その方に指導を仰ぎ、平成15年に施行されました。

内容は具体的で、住民主体の“まちづくり”は第3章に謳われ、第7章には開発建築行為の手続きについて記載されています。この第7章によって民間事業者による学校に近い場所へのビジネスホテルの建設計画が浮上した際に、地区住民・事業者・町の3者で協議し、計画の修正と変更をさせることができたそうです。

意見交換で取り上げられた主なものは次のとおりです。

総合戦略づくりの取組みは、3年後には国の規制が厳しくなると忠告された。合併後廃止していた地区担当職員制度は、区長さんからの要望があり復活したそうです。合併後、職員数は140人から121人に減少している、職員は毎日のように夜9時10時まで残業せざるを得ない状況でありそれがサービス残業になっている、今後は職員の増を考えていかなければならないとのことでした。小学校5年生からの計画的なふるさと教育、指導主事の配置、子ども議会の開催など、本町と同じ取組みをしていました。自信をもって続けていくことが大切であるということです。それと、氷川町の庁舎窓口もワンフロアで見通しの良い構造でした。

先進地を参考としながら、隠岐の島町も独自の“まちづくり”に地道に取り組むことが大切です。

以上で行政視察の報告を終わります。資料については事務局に保管してありますので参考にさせていただきたいと思います。

## ○議長（高宮陽一）

次に、産業建設常任委員長：3番 安部大助 議員

## ○3番（安部大助）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は、9月11日、14日、15日と会期中の9月28日、29日、30日の6日間開催いたしました。

付託された議案につきまして、「平成27年度一般会計補正予算(第2号)」は賛成多数で「可決」すべしとし、他の議案については全会一致で「可決」すべしとしたところでございます。また、認定案件は全て全会一致で「認定」すべしとしました。



補正予算と決算審査において特に議論があったこと、意見、指摘した事項などについて報告いたします。

まず、「ローソク島遊覧船待合所整備事業」についてであります。ローソク島遊覧の待合所を建設するための設計費を計上するものであります。

昨年度、待合所建設事業費として965万円を可決していたが、地元の方々との建設場所について調整が整わず見送りとなった事業です。今回、発着場所を福浦岸壁の一本化で調整ができたため、待合所の設計事業費として295万円が計上されました。

委員からは町の補助だけでなく、遊漁船組合も負担すべきだ、町としての必要性や施設規模の妥当性について説明が十分にされていないなどの意見がありました。

所管課からは遊漁船組合に対して負担をさせることは難しいが、今後も連携を図っていきたい。また、ローソク島遊覧のお客様満足度を考えると今回の規模が妥当であり、ローソク島遊覧船事業の運営体制については新たな組織を立ち上げて、指定管理も視野に入れていくとの説明がありました。

委員会としては、料金の適正化など運営体制に関して地元や町観光協会とも連携を密にしながら進めていくこと、また、お客様の満足度向上につなげていくよう指摘しました。

次に、「テレワーク事業補助金」についてであります。

テレワークという新たな就労形態で雇用創出を目指す事業者への支援を行うものであります。今後、「有限会社Willさんいん」が隠岐のサテライトオフィスとなり、子育てや介護で在宅就労を望む方々のために、人材育成やスキルアップのための講習を開催し、仕事の斡旋を行います。

委員からは、この事業に関しては町としても事業者や住民に対してしっかり聞き取り調査を行うべきだ、現在、島内にもテレワーカーとなっている方々があり、直接テレワーク事業者と契約した場合、サテライトオフィスの必要性はあるのか、町の役割と支援内容を明確に示すべきだなどの意見がありました。

所管課からは、ITで雇用を生む新事業で、町内に類似する産業がなくフルタイムで働きにくい人を中心に新たな就労の場を提供することができ、定住の促進につながる事業であるとの説明があり、支援内容については町内での啓発活動、人材募集など支援を行っていく考えであるとの説明がありました。

委員会としては、本事業は雇用創出を5年計画で20名以上目指している事業だが、過去にも同じような形態での支援を行い不調に終わった経緯がある。期待していた効果がみられな

かった場合のことも考えて、事業実施にあたっては計画的に目的を達成できるように、事業計画内容の履行順守項目や違約条項も含めて協定書を交わすこと、また、本事業を定住促進にしっかりつなげていくよう指摘しました。

「上下水道事業特別会計決算審査」についてであります。

水道料の滞納額が平成25年度は6,350万円、平成26年度は6,368万円となっており、滞納額が増加していることから、引き続き実態調査を行い、不公平が生じないように徴収業務、適正処理を進めていくよう指摘しました。

次に、所管の「調査事項」について報告いたします。

最初に「株式会社あいらんど」の運営状況報告について報告します。

平成26年度の単年度で3,828万1,000円の赤字が発生したことについての説明を受け、委員からは赤字が増加傾向にある中で、赤字を出さないように経営立て直しも含めて町の方向性を早急に検討すべきだ、数字をしっかりと示して改善策を講じるべきだ、第3セクターの筆頭株主として責任は重いなどの意見がありました。

所管課からは町の方向性については、庁舎内に運営検討委員会を立ち上げており、決算も踏まえて議論していくとの説明がありました。

委員会としては、「今後一切財政支援をしない」と約束している中、町の方向性を早急に示すよう指摘しました。

次に、「中町町内会連合会との意見交換会」について報告いたします。

西郷港周辺の中心市街地は、商業施設の郊外進出や高齢化により空き家の増加や商店の閉鎖が続いており、中心市街地の再建が喫緊の課題であります。

地域住民の方々が住みやすく、町の活性化につながる中心市街地にしていくために、まずは地域で暮らす住民の方々と意見交換・情報共有を行うことにより、課題解決に向けた問題点の整理を行う目的から9月15日に意見交換会を開催しました。

中町町内会連合会から大規模再開発ではなく、空き家対策を進めながら地域住民にとって住みやすい“まちづくり”を進めてほしいとの意見がありました。

今後、町として中心市街地活性化計画の策定が進められようとしており、委員会として地域住民の方々の意見を参考に“まちづくり”について今後も調査研究をまいります。

次に、「株式会社CTU」についてであります。

本年6月定例会で、9月定例会までに株式会社CTUに対する町としての方向性を示すこととなっていたが、現在、県との協議中でまだ結論が出せないとの説明がありました。

県ではなく町としての考え方を早急に示すよう再度指摘いたしました。

調査事項である「まちづくり対策事業に関する調査」、「地域産業の振興に関する調査」は、閉会中も引き続き、調査研究してまいります。

最後に、行政視察の報告を行います。

本町は国立公園や、豊かな自然とともに歴史的文化遺産も多く観光地としては恵まれており、2年前には隠岐ジオパークが世界認定され、自然や文化、人の営みなど多くの重要な資源が世界に認められることとなりました。

しかし、観光集客数は低迷し、近年では観光宿泊施設の経営不振が続くなど、当初期待されたような経済効果が得られていません。

また、観光形態が観る観光から体験や交流といった着地型観光へと移行している中、観光資源が点在し、体験商品が不足していることなど、豊富な資源を活用しきれていない現状があります。

今後、積極的に観光資源をPRし、観光客を増やしていくためには、行政、民間事業者、観光協会、商工会、農協、漁協などとの連携強化が必要であり、多くの体験商品の開発と、全国に向けてのPR活動を充実させていくことが大切です。

また、総合戦略の策定を進めている本町において、全国から隠岐へ人の流れをつくる手段の一つとして交流産業の振興と観光地としての魅力を倍増させていくことが求められています。

そこで、1、豊富な自然を活用した体験型商品について 2、観光商品開発の態勢づくりについて 3、体験型観光振興による地方創生の取組みについての3つに目的に絞り、体験型観光の推進で先進地となっている愛知県美浜町に8月19日から21日の3日間、行政視察を行いました。

美浜町では農業体験や酪農体験、里山体験をグリーンツーリズム、漁業体験や海体験をブルーツーリズムとして27種もの体験ツアーの商品化を進めていました。

着地型観光の商品開発については、農業委員会、農事組合、農業組合、漁業組合、畜産団体、観光協会、商工会、愛知県農林水産部などで「美浜町都市農村交流協議会」が設置されており、ツーリズムを含めた都市農村交流の啓発や普及などの事業を行っていました。

美浜町は名古屋市から車で1時間弱に位置しており、名古屋市から美浜町に人の流れをつくる意味でもツーリズムの存在は大きく、実際にツーリズム参加者は名古屋方面が多く地元は少ないとのことでした。また、ツーリズムの食体験を通じて地産地消にも力が入れられて

おり、地産地消紹介マップが制作され、美浜塩や海苔のつくだ煮などの新商品開発も進んでいます。結果、「人の流れをつくる」、「地域の活性化」など地方創生事業へとつながっていました。

美浜町では着地型観光を行政や観光従事者だけでなく、農家や漁業者など民間業者とも連携を図り、商品開発や情報発信を町全体で行っていました。本町も着地型観光の移行に向け、行政と観光従事者だけでなく、農業、漁業、畜産などに従事している方々とも連携を図り、多くの観光体験商品を開発していく必要があると感じました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。資料につきましては事務局に保管してありますので、参考にさせていただきたいと思います。

#### ○議長（高宮陽一）

以上で、「委員長報告」を終わります。

ただ今から、13時30分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 12時06分）

#### ○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

### 日 程 第 2、特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、議会広報調査特別委員会と、竹島対策特別委員会及び地方創生対策特別委員会から調査事項の件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、議会広報調査特別委員会と竹島対策特別委員会及び地方創生対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

始めに、議会広報調査特別委員長の発言を許します。

議会広報調査特別委員長：1番 西尾幸太郎 議員

## ○1番（西尾幸太郎）

議会広報調査特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、7月17日、22日、23日、30日の4日間開催し、議会だより平成27年7月号を8月20日に配布いたしました。

次に、島根県市町村議会広報研修会の報告をいたします。

市町村議会広報研修会は、8月7日金曜日に松江市のタウンプラザしまねにて開催され、当委員会から2名の委員が参加いたしました。

広報アドバイザーの長岡光弘氏を講師に、「議会広報紙における紙面表現の基本」と題した紙面のレイアウトの基本についての講義があり、午後からは各市町村議会の広報紙について長岡先生より改善点を指摘していただくクリニックが開催されました。

当委員会が発行した「議会だより」については、概ね高評価をいただくことができましたが数か所改善点も指摘されましたので、今後発行する「議会だより」では指摘された部分を改善し、より町民の皆さんに読みやすい紙面づくりに努めてまいります。

なお、研修会で配布された資料につきましては、議会事務局にも保管してありますので、是非ご覧ください。

今定例会中は、9月18日に当委員会を開催し、「議会だより10月号」の編集方針並びに発行の日程について協議しました。今後の予定は原稿の締め切りを10月16日金曜日午前中とし、その日の午後に第1回編集会議を行い、嘱託員配布を11月19日木曜日といたします。

以上で、議会広報調査特別委員会の中間報告を終わります。

## ○議長（高宮陽一）

次に、竹島対策特別委員長長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

## ○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会より中間報告をいたします。

当委員会は議会閉会中の7月10日と議会会期中の9月18日に委員会を開催し調査・研究してまいりましたので報告いたします。

「竹島の日」記念式典は来年も2月22日に開催予定となっておりますが、県民会館が大規模改修工事ですべて平成28年1月から半年間休館するため、他会場での開催が検討されています。会場規模や警備上の都合により、式典規模の縮小が懸念されています。当委員会は従来同様の式典を希望し、国に対し「竹島の日」の閣議決定と政府主催による式典の開催を粘り強く求

めてまいります。

久見竹島資料収集館、これは仮称ですが、建設工事の仮設計図が執行部より示されました。委員からは窓の構造等冬季の風対策に十分配慮すべきであるとの意見もあり、また、事務所・作業室と一時保管室の位置についても、使いやすさを考慮した設計にすべきであると指摘いたしました。

次に、継続的な「東京集会」開催について述べます。島根県が条例で定めた「竹島の日」記念式典は領土問題の存在を全国に喚起した成果は高く評価されるところであります。しかしながら、島根県での記念式典のみでは広く国民に向けた啓発には限界があり、この問題が形骸化し、埋没する恐れが懸念されます。そこで、領有権問題の早期解決を強く求め、3度目の「東京集会」の開催を訴え「竹島・北方領土返還運動島根県民会議」へ要望活動を行う事を確認しました。

その他の動向についてであります。内閣官房領土・主権対策企画調整室のホームページで日本が戦前から「竹島」を統治していた根拠を示す資料約1,000点が公開されました。「竹島」が日本固有の領土であることを国内はもとより、海外へ向け発信することを狙いとしています。内閣府の積極的な取組みは「竹島」が我が国の領土であるとの理解が深まるものと期待されます。また、連合中国ブロックが「第9回竹島の領土権確立を求める集い」を松江市で開催いたしました。本町からの出席者を含め全国から約140名が出席し、国による外交交渉や広報活動の徹底などを求めるアピールを採択されました。領土権を確立していくためには国民全体で声を上げ、政府を動かすことが重要であるとの認識に立ち、理解と情報発信を呼びかけているとのことであり敬意を表するものであります。

なお、所管の調査事項については議会閉会中も調査・研究を進めてまいります。

以上で、竹島対策特別委員会からの中間報告を終わります。

## ○議長（高宮陽一）

次に、地方創生対策特別委員長の発言を許します。

地方創生対策特別委員長：9番 齋藤昭一 議員

## ○9番（齋藤昭一）

地方創生対策特別委員会の中間報告をいたします。

開催日は、6月2日、16日、26日、8月11日、9月3日、18日、28日の7日間開催しました。

調査の概要については、平成27年5月15日開催の第1回臨時会において、隠岐の島町の

最重要課題である少子高齢化の進展や人口減少に歯止めをかけるため、地域の個性を最大限に生かした住みよい環境づくり等について調査検討を行うため、「地方創生対策特別委員会」を設置しました。

特別委員会としては、「まち・ひと・しごと創生」の基幹は雇用創出が最優先であると位置づけ、農産物・水産物等の加工、商品のブランド化につなげる総合加工場を建設し、第1次・第2次・第3次産業の発展につなげ、更に第6次産業の販売・経営へと展開させる事業を創出することで、より具体的なものを提案できるように調査研究することとしました。

隠岐の島町にすでに定着している農林水産事業を衰退させることなく、後継者育成に視点をおき、第6次産業までの発展を町と町民と経済6団体などの共同で、専門チームを編成することが求められます。

地方創生成功のカギは後継者としての若い人の育成に重点をおき、チャレンジしやすい環境を整えることとあります。補助金の交付期間が终れば事業メニューも終るでは、全く意味がありません。構想を立ち上げたら実行に移し、継続定着させなければ隠岐の島町の未来が見えてきません。

子育て支援政策を拡大・充実することで、安心して子どもを産み育てる環境整備が重要であり、また、U・Iターン者支援年齢制限の拡大、企業・自営業を問わず、新卒者の支援充実など、援助を受けやすくすることで人口の流出に歯止めをかけることとなります。

地方創生対策は国や県のためではなく、我が地域社会のためにあるとの認識にたち、町民や行政の意識改革も必要であります。

現行制度を見直し新たな制度構築に向け、引き続き調査検討してまいります。

以上、当委員会の調査・検討事項等についての中間報告といたします。

### ○議長（高宮陽一）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終ります。

### 日 程 第 3、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第68号「平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から、認定第14号「平成26年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの31件及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番：平田文夫 議員

## ○6番（平田 文夫）

私は、今定例会に提案された議第 68 号「平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」のうち、企業誘致事業「新）テレワーク事業補助金（1 事業体）」、IT 活用事業への創出補助金、一般会計から 2 年間で 500 万円、今回は 250 万円の充当に対し、反対の討論を行います。

事業目的は、IT を有効に利用し「テレワーク」という仕組みを活用して、本町内の女性を中心に雇用を創出するもので、実施企業の活動を支援するものであります。

反対の趣旨は、まず計画が全く見えないこと。行き当たりばったりといった印象は拭えない。事業規模、町の関わり、費用対効果などもはっきりしていない。普通は事業計画を見ながら、計画に不備はないか。費用対効果はどうか。など、検証し取組むのが本来の事業であります。「説明資料のクライアントは。」と問えば、間違った説明で終り、「町の関与を。」と問えば、「町は関与しない。」との答弁。

テレワーク事業は、町の関与を義務づけられています。まず、関係職員や地域住民への啓発活動、次に人材募集時の町の関与、都市部の企業の誘致や人材の移住をサポートする等であります。

住民の貴重な財源を充当する事業で、「町が関与しない」との答弁はあまりにも議会を軽視した対応であり、このような対応では、住民主役の“まちづくり”は到底推進できません。

町が関与せず、誰が、働く女性の個人情報保護するのですか。今回の事業に取り組む説明は、個人情報保護法を侵すような説明であります。他の自治体では、まずあり得ない事業の進め方であります。そして一番の不信なのが、この事業のどこに町民の利益があるか等の説明も一切ない。説明責任も果たしていない。

まず、一般財源の充当が伴う事業は、町民の皆さんに理解を求める必要があります。テレワーク事業は首都圏で実施され始めたところの取組みであり、社会的認知度がまだ低いといえますが、町民との共通認識を図るため情報提供をするなど、町民に広く理解してもらうことが必要であることを申し述べ反対するものであります。

今回の反対討論は、聡明な議員各位にその判断を委ね、私の反対討論といたします。

## ○議長（高宮 陽一）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。



他に討論はありませんか。

( 「なし」 の声を確認 )

以上で、「討論」を終わります。

#### 日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第 68 号「平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、議第 68 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 69 号「平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」から、議第 77 号「平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 9 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 69 号から議第 77 号までの 9 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 78 号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第 83 号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」までの 6 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 78 号から議第 83 号までの 6 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 84 号「工事請負契約の締結について〔町道宮ノ前西町線日吉橋耐震補強工事〕」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 84 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号「平成 26 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 14 号「平成 26 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定関係 14 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、認定第 1 号から認定第 14 号までの 14 件は委員長報告のとおり認定されました。

以上で、「採決」を終わります。

## 日 程 第 5、委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

## 日 程 第 6、議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成27年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 13時50分 )

以 下 余 白